

令和5年度（第74回）

# 全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 金尾文敬

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しています。

74回目を迎える本年度は、

「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

をスローガンとして展開します。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾病の6割を占め、就業人口の高齢化に伴い60歳以上の高年齢労働者が占める割合は増加傾向にあります。

三重県で働く労働者の年間総実労働時間は、中長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、昨年度も、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患により2件労災認定されています。

また、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場では9割を超えているものの、労働者50人未満の事業場では6割にとどまり、昨年度は、業務上によるメンタルヘルス疾患により9件労災認定されています。

さらに、化学物質による疾病が、業種を問わず発生しています。

このような状況を踏まえ、令和5年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」では、高年齢労働者の健康や体力づくりなどエイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の推進、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策などの産業保健活動の推進、自律的な管理による化学物質対策などを重点に定め推進しています。

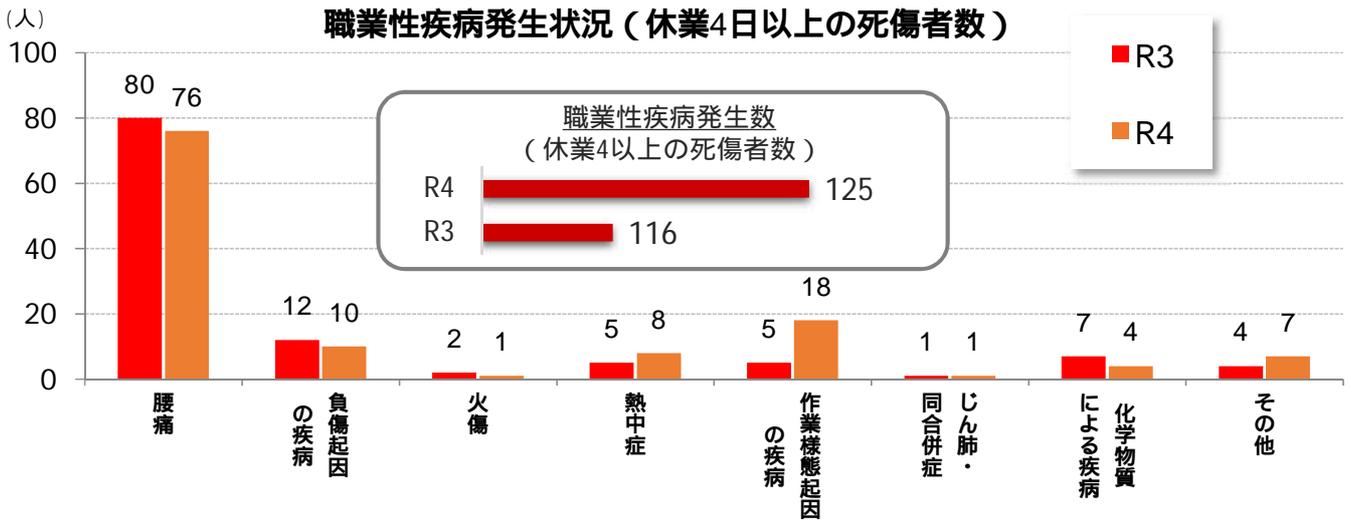
皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。



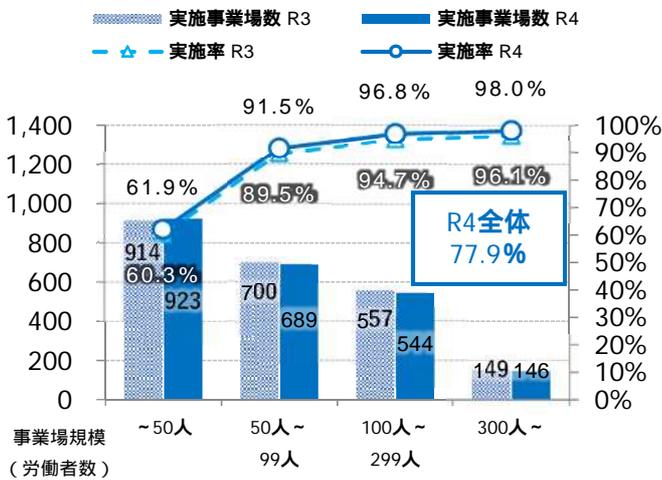
令和5年度（第74回）全国労働衛生週間  
期 間 令和5年10月1日～10月7日  
準備期間 令和5年9月1日～9月30日



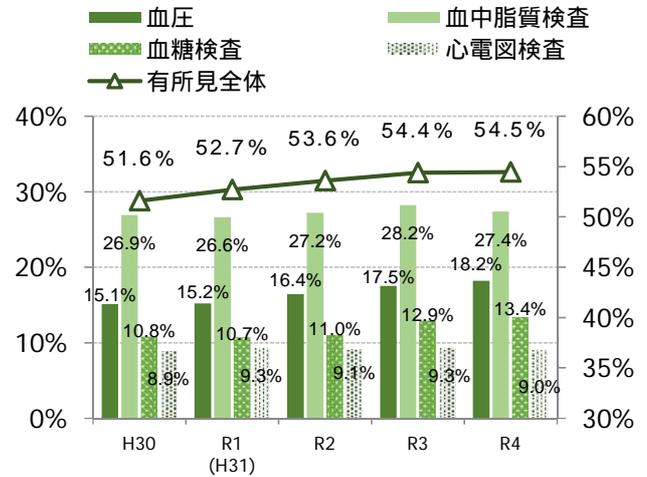
# 【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



## メンタルヘルス対策取組状況



## 定期健康診断結果（有所見率）



## 労働衛生に関するお知らせ

### ◆ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び健康診断結果についての事後措置（医師の意見聴取及び意見に基づく就労上の措置）を必ず実施してください。

### ◆ 化学物質規制の仕組みが変わります

規制対象物質が拡大されるとともに、リスクアセスメント実施を義務化とし、リスク評価に基づき「自立的な管理」によるばく露低減措置などが必要となります。

### ◆ 令和5年10月1日着工の工事から事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります

解体工事における石綿による健康障害防止について、解体、改修工事を発注者においては、費用などの配慮が義務付けられています。

詳しくは、「三重労働局 労働衛生特設ページ」をご覧ください  
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudouisei.html>

三重労働局 労働衛生特設

検索

